

○電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案 新旧対照表

（下線部は変更箇所）

改正後	改正前
<p>別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 陸上関係</p> <p>1 電気通信業務用</p> <p>(1)～(15)（略）</p> <p>(16) 携帯無線通信を行う無線局等</p> <p>ア 用語の意義</p> <p>本項(16)において使用する用語の意義は次のとおりとする。</p> <p>(ア)～(カ)（略）</p> <p>(キ) 「実用化試験局」</p> <p>陸上移動業務の実用化試験を目的とする携帯無線通信を行う実用化試験局（<u>携帯無線通信の中継を行うもの並びに設備規則第49条の6の9第1項及び第5項又は同条第1項及び第6項に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものを除く。</u>）であって、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機（以下「無人航空機」という。）に搭載して使用するものをいう。</p> <p>(ク)～(ニ)（略）</p> <p>イ～サ（略）</p> <p>(17)・(18)（略）</p> <p>(19) 地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局</p> <p>ア 用語の意義</p> <p>この(19)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(ア)～(エ)（略）</p> <p>(オ) 「実用化試験局」とは、陸上移動業務の実用化試験を目的とする広帯域移動無線アクセスシステムの実用化試験局（<u>中継を行うもの並びに設備規則第49条の29第1項、第7項及び第8項に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものを除く。</u>）であって、無人航空機に搭載して使用するものをいう。</p> <p>(カ)～(チ)（略）</p> <p>イ～キ（略）</p> <p>ク 周波数の指定</p>	<p>別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 陸上関係</p> <p>1 電気通信業務用</p> <p>(1)～(15)（略）</p> <p>(16) 携帯無線通信を行う無線局等</p> <p>ア 用語の意義</p> <p>本項(16)において使用する用語の意義は次のとおりとする。</p> <p>(ア)～(カ)（略）</p> <p>(キ) 「実用化試験局」</p> <p>陸上移動業務の実用化試験を目的とする携帯無線通信を行う実用化試験局であって、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機（以下「無人航空機」という。）に搭載して使用するものをいう。</p> <p>(ク)～(ニ)（略）</p> <p>イ～サ（略）</p> <p>(17)・(18)（略）</p> <p>(19) 地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局</p> <p>ア 用語の意義</p> <p>この(19)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(ア)～(エ)（略）</p> <p>(オ) 「実用化試験局」とは、陸上移動業務の実用化試験を目的とする広帯域移動無線アクセスシステムの実用化試験局であって、無人航空機に搭載して使用するものをいう。</p> <p>(カ)～(チ)（略）</p> <p>イ～キ（略）</p> <p>ク 周波数の指定</p>

周波数の指定については、次のとおり指定する。

(ア) (略)

(イ) 設備規則第49条の29に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局 (ウ)に規定するものを除く。

A～C (略)

ウ) 設備規則第49条の29第1項、第7項及び第8項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する陸上移動局

A 通信の相手方が5MHzシステムの基地局であるもの

2575.79MHzから2579.21MHzまでの180kHz間隔の周波数20波、
2576.09MHzから2579.51MHzまでの180kHz間隔の周波数20波、
2577.79MHzから2581.21MHzまでの180kHz間隔の周波数20波、
2578.09MHzから2581.51MHzまでの180kHz間隔の周波数20波、
2580.79MHzから2584.21MHzまでの180kHz間隔の周波数20波、
2581.09MHzから2584.51MHzまでの180kHz間隔の周波数20波、
2585.49MHzから2588.91MHzまでの180kHz間隔の周波数20波、
2585.79MHzから2589.21MHzまでの180kHz間隔の周波数20波、
2590.49MHzから2593.91MHzまでの180kHz間隔の周波数20波又は
2590.79MHzから2594.21MHzまでの180kHz間隔の周波数20波

B 通信の相手方が10MHzシステムの基地局であるもの

2576.04MHzから2583.96MHzまでの180kHz間隔の周波数45波、
2576.34MHzから2584.26MHzまでの180kHz間隔の周波数45波、
2580.74MHzから2588.66MHzまでの180kHz間隔の周波数45波、
2581.04MHzから2588.96MHzまでの180kHz間隔の周波数45波、
2581.34MHzから2589.26MHzまでの180kHz間隔の周波数45波、
2582.74MHzから2590.66MHzまでの180kHz間隔の周波数45波、
2583.04MHzから2590.96MHzまでの180kHz間隔の周波数45波、
2585.74MHzから2593.66MHzまでの180kHz間隔の周波数45波又は
2586.04MHzから2593.96MHzまでの180kHz間隔の周波数45波

C 通信の相手方が20MHzシステムの基地局であるもの

2576.54MHzから2593.46MHzまでの180kHz間隔の周波数95波

ケ～ス (略)

別紙(19)－1 (略)

(20) 広帯域移動無線アクセスシステム(2575MHzから2595MHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(20)において同じ。)の無線局

ア 用語の意義

周波数の指定については、次のとおり指定する。

(ア) (略)

(イ) 設備規則第49条の29に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局

A～C (略)

ケ～ス (略)

別紙(19)－1 (略)

(20) 広帯域移動無線アクセスシステム(2575MHzから2595MHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(20)において同じ。)の無線局

ア 用語の意義

この(20)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(ア)～(カ) (略)

(キ) 「実用化試験局」とは、陸上移動業務の実用化試験を目的とする広帯域移動無線アクセスシステムの実用化試験局 (中継を行うもの並びに設備規則第49条の29第1項、第7項及び第8項に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものを除く。)であって、無人航空機に搭載して使用するものをいう。

イ～コ (略)

(21) (略)

2～4 (略)

第3 (略)

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1) 携帯電話通信を行う特定無線局

携帯無線通信を行う特定無線局の審査は、第2の1の(16)に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア 用語の定義

(ア)～(ス) (略)

(セ) 「収容可能無線局数」は、次に定める値とする。

A 陸上移動局（携帯無線設備の中継を行うもの並びに設備規則第49条の6の9第1項及び第5項又は同条第1項及び第6項に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものを除く。以下このAにおいて同じ。）

特定無線設備の種別ごとの業務区域内における通話チャンネル数又は通信チャンネル数の合計として次に掲げる値を陸上移動局1局当たりの再繁時呼量0.020アーランで除した値とする。

(A)～(D) (略)

B (略)

イ～エ (略)

オ 最大運用数

陸上移動局の最大運用数は、次に合致するものであること。

(ア) 指定無線局数は、運用開始の日（再免許申請の場合にあつては、再免許の日）以降、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度の加入予測及びその算出根拠が、過去の実績、今後の事業計画等から妥当と

この(20)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(ア)～(カ) (略)

(キ) 「実用化試験局」とは、陸上移動業務の実用化試験を目的とする広帯域移動無線アクセスシステムの実用化試験局であつて、無人航空機に搭載して使用するものをいう。

イ～コ (略)

(21) (略)

2～4 (略)

第3 (略)

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1) 携帯電話通信を行う特定無線局

携帯無線通信を行う特定無線局の審査は、第2の1の(16)に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア 用語の定義

(ア)～(ス) (略)

(セ) 「収容可能無線局数」は、次に定める値とする。

A 陸上移動局（携帯無線設備の中継を行うものを除く。以下このAにおいて同じ。）

特定無線設備の種別ごとの業務区域内における通話チャンネル数又は通信チャンネル数の合計として次に掲げる値を陸上移動局1局当たりの再繁時呼量0.020アーランで除した値とする。

(A)～(D) (略)

B (略)

イ～エ (略)

オ 最大運用数

陸上移動局の最大運用数は、次に合致するものであること。

(ア) 指定無線局数は、運用開始の日（再免許申請の場合にあつては、再免許の日）以降、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度の加入予測及びその算出根拠が、過去の実績、今後の事業計画等から妥当と

認められるものであること。また、陸上移動局（設備規則第49条の6の9第1項及び第5項又は同条第1項及び第6項に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものを除く。）にあつては、特定無線設備の種別ごとに収容可能無線局数から、当該包括免許以外の陸上移動局数（既存の陸上移動局を包括免許とする予定のある場合は、その数を含む。）を差し引いた値を限度とする。

(イ)・(ウ) (略)

カ～ケ (略)

(2)～(14) (略)

(15) 広帯域移動無線アクセスシステムの特定無線局

広帯域移動無線アクセスシステムの特定無線局の審査は、第2の1(20)（地域広帯域移動無線アクセスシステムにあつては、同1(19)）に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア 用語の定義

(ア) (略)

(イ) 「収容可能無線局数」は、次に定める値とする。

A 陸上移動局（Bのもの並びに設備規則第49条の29第1項、第7項及び第8項に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものを除く。）

基地局の免許の有効期間中における業務区域内の通信チャンネル数の合計（免許を受けようとする電気通信事業者がその業務区域内に開設する基地局（その免許の有効期間中に開設することを予定しているものを含み、包括免許に係る特定無線局を除く。）が有する通信チャンネル数を32kbpsに換算した通話チャンネル数の総和をいう。）を陸上移動局1局当たりの再繁時呼量0.020アーランにより除した値とする。

B (略)

イ・ウ (略)

エ 最大運用数

陸上移動局の指定無線局数は、運用開始の日（再免許の申請の場合にあつては、再免許の日）以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度末の加入予測及びその算出根拠が、過去の実績、今後の事業計画等から妥当と認められるものであること。また、陸上移動局（設備規則第49条の29第1項、第7項及び第8項に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものを除く。）にあつては、特定無線設備の種別ごとに、収容可能無線局数から既に免許を受けている陸上移動局数を差し引いた値を限度とする。

オ～ケ (略)

認められるものであり、かつ、特定無線設備の種別ごとに収容可能無線局数から、当該包括免許以外の陸上移動局数（既存の陸上移動局を包括免許とする予定のある場合は、その数を含む。）を差し引いた値を限度とする。

(イ)・(ウ) (略)

カ～ケ (略)

(2)～(14) (略)

(15) 広帯域移動無線アクセスシステムの特定無線局

広帯域移動無線アクセスシステムの特定無線局の審査は、第2の1(20)（地域広帯域移動無線アクセスシステムにあつては、同1(19)）に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア 用語の定義

(ア) (略)

(イ) 「収容可能無線局数」は、次に定める値とする。

A 陸上移動局（Bのものを除く。）

基地局の免許の有効期間中における業務区域内の通信チャンネル数の合計（免許を受けようとする電気通信事業者がその業務区域内に開設する基地局（その免許の有効期間中に開設することを予定しているものを含み、包括免許に係る特定無線局を除く。）が有する通信チャンネル数を32kbpsに換算した通話チャンネル数の総和をいう。）を陸上移動局1局当たりの再繁時呼量0.020アーランにより除した値とする。

B (略)

イ・ウ (略)

エ 最大運用数

陸上移動局の指定無線局数は、運用開始の日（再免許の申請の場合にあつては、再免許の日）以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度末の加入予測及びその算出根拠が、過去の実績、今後の事業計画等から妥当と認められるものであり、かつ、特定無線設備の種別ごとに、収容可能無線局数から既に免許を受けている陸上移動局数を差し引いた値を限度とする。

オ～ケ (略)

(16)～(20) (略)
第5 (略)

(16)～(20) (略)
第5 (略)